

広島県告示第二百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定によつて、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十年三月二十四日

一 解除に係る保安林の所在場所
東広島市高屋町溝口一〇九一の七

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 解除の理由
道路用地とするため

広島県知事 藤田雄山